

(様式第3号)

パブリックコメント（意見公募）手続による意見募集の結果公表

意見募集結果及び寄せられた意見に対する市の考え方について、次のとおり公表します。
ご協力に感謝申し上げます。

【意見募集の集計結果】

1	案 件 名	第3次千歳市環境基本計画改訂（中間見直し）素案	
2	意見募集期間	令和7年12月1日(月) ～ 令和7年12月26日(金)	
3	意見の件数（提出者数）	6件（1人）	
4	意見の取扱い （対応内容の分類）	① 案を修正するもの	件
		② 既に案に盛り込んでいるもの	件
		③ 今後の参考とするもの	6件
		④ 意見として伺ったもの（案件に直接関係がないため）	件
5	意見の受け取り方法	電子メール	人
		郵送	1人
		ファクシミリ	人
		意見箱	人
		直接持参	人

【市民意見等の概要とそれに対する市の考え方】

No	市民意見等の概要	件数	市民意見等に対する市の考え方
1	自然破壊型ソーラーの原則禁止を明記すること ・森林伐採型、自然破壊型ソーラーは原則禁止とすること ・既存森林、湿地河畔林を保全すること ・生態系や水循環に影響を及ぼす区域では開発を認めないこと	1	分類～③ 今後の参考とするもの 本計画の個別計画として令和6年3月に策定した「千歳市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」において、再生可能エネルギーの導入拡大について方針を示しており、太陽光発電などの再生可能エネルギーを設置や廃棄する際は、国や道が定めたガイドラインの適正な運用に努め、住民や環境、景観に配慮したうえで、再生可能エネルギーの導入拡大を図ることを明記しております。 他方で、2012年の固定価格買取制度（FIT）の普及以降、安全性の確保や発電能力の維持のための十分な対策が取られない、防災・環境上の懸念等をめぐり、地域住民との関係が悪化するなど、さまざまな問題が発生しております。 現在、国においてメガソーラーに関する対策が検討されているところではありますが、本市では森林伐採などの大規模な開発を伴う太陽光発電設備は推奨しておらず、市内でこれらの整備を行う際には国や道のガイドラインの適正な運用のもとで導入されるものと認識しております。 本計画は、環境基本法に基づき、環境保全施策を「総合的かつ計画的」に推進するための「基本的な方針」や「長期的な目標」を定め、施策の「方向付け」や「推進の枠組み」を示すものであり、具体的の方針につきましては「千歳市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」において位置付けておりますが、いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。

No	市民意見等の概要	件数	市民意見等に対する市の考え方
2	市独自アセスメント制度(条例) を必須とすること ・規模にかかわらず市独自の環境影響評価 (アセス)を義務付けること ・北海道条例や国制度の対象外となる開発やノン FIT ソーラー等も対象とすること ・面積基準ではなく「影響基準」で評価する仕組みを採用すること ・市有地の活用についても同一基準を適用すること	1	分類～③ 今後の参考とするもの 環境影響評価（アセス）については、国の環境影響評価法や北海道の環境影響評価条例で道路、河川、発電所、工業団地や住宅地の造成などにおいて対象事業規模が規定されており、計画段階の配慮、アセスメント方法の決定、結果について意見を聞く手続きのそれぞれの段階で、都道府県・自治体、住民等へ意見を求める機会が設けられ、これらにより環境保全などの適正な配慮がなされております。 自治体独自の条例は、事業規模、対象分野、評価の内容などにおいて、国の基準を補足したり、自治体の個別事情などを反映することができ、一部の自治体では一般的な国の法制度では対象にならない小規模事業や地域固有の自然環境を保護するため、条例で環境影響評価(アセス)を規定しています。 現在、都道府県以外に自治体で環境アセスメントに関する条例を制定している自治体は、環境影響評価法施行令で横浜市、名古屋市、京都市、大阪市など22市が指定されており、道内では札幌市のみとなっております。 本市では独自のアセスメント制度はありませんが、市では、「千歳市環境基本条例」において環境の保全及び創造に関する基本的な施策、自然環境監視員による市内巡視、監督及び指導等を行うなど、条例や本計画に基づき、本市の環境に配慮する取り組みを行っているところであります。 本計画は、環境基本法に基づき、環境保全施策を「総合的かつ計

			画的」に推進するための「基本的な方針」や「長期的な目標」を定めるもので、施策の「方向付け」や「推進の枠組み」を示すものがありますことから、いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
--	--	--	--

No	市民意見等の概要	件数	市民意見等に対する市の考え方
3	・ラピダス等の工場排水について、より厳格な監視体制を明記すること ・週次以上の定点監視体制 ・総 PFAS 短鎖 PFAS を含む包括的測定工 ・地下水底質の長期継続監視 ・測定地点、手法、生データの全面公開	1	分類～③ 今後の参考とするもの 水質汚濁に関しては、工場や事業者からの排水や家庭からの生活排水により、河川等の公共用水域や地下水の汚染防止を図るため、水質汚濁防止法に基づく排水基準が定められているほか、水質汚濁から人の健康保護及び生活環境を保全するうえで維持される環境基本法による環境基準を定めております。 本市の水質調査は国の法律、通達等に基づき、千歳川水系（本流 7 地点、支流 6 地点）及び美々川水系（本流 3 地点、支流 3 地点）で公共用水域において水質測定を行っております。 また、P F A S につきましては、次世代半導体製造工場の立地に伴い、工場の建設時や操業後も、美々川や千歳湖を安心して活用できるよう、周辺環境への影響を把握することを目的に、令和 5 年 8 月から「P F O S」と「P F O A」の公共用水域での水質調査を、河川では、美々川と千歳湖の 1 0 地点において 2 カ月に 1 度、地下水では、4 地点において半年に 1 度、それぞれ実施していることに加え、令和 6 年 1 2 月からは、次世代半導体製造工場の排水先となる千歳川において、パイロットラインの稼働前からの状況を把握するため、千歳川の市内下流部である「長都大橋の下流」に調査地点を追加し、「P F O S」と「P F O A」に加え、「P F H x S」を追加し、2 カ月に 1 度の水質調査を行い、それぞれの調査結果につきましては市ホームページや環境白書において公表を行っております。

			す。 本計画は、環境基本法に基づき、環境保全施策を「総合的かつ計画的」に推進するための「基本的な方針」や「長期的な目標」を定めるものであり、排水の監視につきましては、国の法律、通達のもと実施しておりますことから、いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
--	--	--	--

No	市民意見等の概要	件数	市民意見等に対する市の考え方
4	・生態系保全は抽象論ではなく「区域指定」へ ・重要自然地域(森林・湿地・河畔林)を開発規制区域として指定 ・大型動物の移動経路を「生態系コリドー」として保全 ・千歳川の静穏性を守るための「静穏区」を設定	1	分類～③ 今後の参考とするもの 本市の土地利用状況は、山林の約５３％のほか、池沼、原野などの自然的土地利用の割合が約７５％を占め、このうち、山林の所有区分で国有林等が約９０％を占めており、これらの山林は国や道により厳格に保全されております。 また、本市には、支笏湖や原生的な自然を残したその周辺の山岳、サケの遡上母川である千歳川などについて将来にわたって保全する必要があることから、平成６年３月に自然環境保護と利用に関する総合的な施策の目標と方向を示した「千歳市自然環境保全指針」を策定するとともに、平成１０年６月に「千歳市自然環境保全条例」を制定しております。 同条例においては、第１種自然環境保全地区（厳格に保護・保存する地区）として、「千歳川河川区域」「ウサクマイ遺跡群及び内別川流域」第２種自然環境保全地区（市民が適正に利用・活用しながら保全する地区）として「青葉公園」を指定しており、市といたしましては、これらの条例や環境基本計画に基づき、生態系の保全を図っているところであります。 本計画は、環境基本法に基づき、環境保全施策を「総合的かつ計画的」に推進するための「基本的な方針」や「長期的な目標」を定めるものであり、計画に基づき各施策を実施しておりますことから、いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。

No	市民意見等の概要	件数	市民意見等に対する市の考え方
5	・ 情報公開を計画の柱として位置付けること ・ 環境アセス、排水監視、自然調査結果の制度的公開 ・ 黒塗りを極力避け、非公開理由を明確化 ・ 重要案件については説明会、意見交換会を実施	1	分類～③ 今後の参考とするもの 情報公開については、市民の皆さんの知る権利を最大限尊重し公開しており、千歳市情報公開条例により、公文書の公開請求の手続きなどの規定を定めております。 現在、環境に関する情報については、本計画に基づき、水質や大気、騒音の測定状況、市の自然環境保全地区における規定等を市ホームページ等で定期的に公表しております。 また、本市の環境に関する情報公開につきましては、必要に応じて請求することが可能となっており、非公開理由に該当しない内容については、可能な限り公開しております。 本計画は、環境基本法に基づき、環境保全施策を「総合的かつ計画的」に推進するための「基本的な方針」や「長期的な目標」を定めるもので、施策の「方向付け」や「推進の枠組み」を示す役割になっておりますことから、いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。

No	市民意見等の概要	件数	市民意見等に対する市の考え方
6	現実の開発圧力を直視した計画へ 千歳市では、再エネ、工業開発、物流拠点整備が同時進行している。環境基本計画には、「どこを守り、どこを許可しないのか」という明確な価値判断を示すことが求められる。 千歳市環境基本計画(素案) 第 4 章は、再生可能エネルギー推進だけでなく、 ・ 自然破壊型ソーラーの原則禁止 ・ 市独自アセスメントの義務化 ・ PFAS を含む工場排水監視の強化 ・ 生態系区域の具体的指定 ・ 環境情報公開の制度化 これらを明記することで、初めて「自然と共生する都市」という理念に実質を与えることができる。千歳市が持つ豊かな自然を次世代へ確実に継承するため、第 4 章の抜本的な改訂を強く求める。	1	分類～③ 今後の参考とするもの 今般の中間見直しについては、令和 6 年 3 月に策定した「千歳市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」との整合性を図るため、本計画の中間年度にあたる令和 7 年度において、2050 年ゼロカーボンシティの実現に向け、基本目標である地球温暖化防止の取組について、「低炭素社会」から「脱炭素社会」への転換を計画に反映させることを主な目的としております。 本市では、地球温暖化防止に向けた各種施策を推進しておりますが、脱炭素化の取組と環境保全の両立が、今後の千歳市の発展にとって重要と考えており、市民や事業者と一体となり、次世代に千歳市の美しい自然環境を引き継ぐための施策を計画に盛り込んでおります。 本計画は、環境基本法に基づき、環境保全施策を「総合的かつ計画的」に推進するための「基本的な方針」や「長期的な目標」を定めるものであり、計画に基づき各施策を実施しておりますが、いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。